

川崎市緑化指針の 一部改正を行いました

本市では、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成するため、具体的・技術的なガイドラインとして「川崎市緑化指針」を定め、全市的な緑の水準の向上を推進しています。

このたび、技術基準の統合・追記、必要な手続きや指導内容の明確化等を行い、より分かりやすい指導基準とするため、川崎市緑化指針の一部改正を行いましたので、お知らせ致します。

○主な改正内容

1 全体構成の再編

<計画・設計編>のうち、「Ⅵ 緑の量的水準」及び「Ⅶ 提供公園・緑地の配置等の留意事項」の内容を見直し、<緑化協議編>、<公園協議編>へ再編しました。

2 技術基準の統合・追記

「緑化協議の手引き」等の緑化指針以外の手引き等を、緑化指針に統合しました。また、都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や環境配慮に関する内容を追記しました。

3 必要な手続きや指導内容の明確化

緑化協議及び公園協議の際に必要な手続きを明確にしました。また、説明用イラストの追加・更新を行い、指導内容を明確にしました。

○川崎市緑化指針（一部改正版）のご案内

川崎市緑化指針（一部改正版）は、川崎市ホームページで確認ができます。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000137952.html>

川崎市トップページで「緑化指針」と検索してください。

○適用日

令和4年4月1日から

※適用日以前に事前相談を行った事業につきましては、改正前の指針の内容に基づいて、協議や検査等を行います。

○お問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

電話：044（200）2391 FAX 番号：044（200）3973

E-mail: 53mikyo@city.kawasaki.jp